

意見招請

対象国名：ガーナ

**業務名称：カカオ・セクターを中心とした児童
労働に係る情報収集・確認調査(QCBS)**

標記案件につき、業務指示書(案)に対するご意見・コメントを募集致します。

ご意見・コメントは、gpggg@jica.go.jp 及び Yamashita.Chigiru@jica.go.jp までご連絡願います。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、業務指示書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

コメント締切：2020年5月27日(水) 12:00

事業担当部署：ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 法・司法チーム
(gpggg@jica.go.jp)

調達・派遣業務部担当：契約第一課 清水川 佳菜
(Shimizukawa.Kana@jica.go.jp)

別添：業務指示書(案)

第1条 調査の背景

児童労働は、1973年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第138号）、1999年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（第182号）等の国際条約で禁止されており、SDGsターゲット8.7（以下、SDG8.7）においても2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃することが謳われている。国際社会の取組により、児童労働者数は減少傾向にあるものの、世界では児童全体の9.6%に当たる1億5,200万人が児童労働に従事しており、SDG8.7の達成が危ぶまれている（ILO、2016年）。

ガーナでは、カカオ産業や水産業などを中心に、児童全体の21.8%に当たる189万人が児童労働に従事していると言われており（Ghana Statistical Service、2014年）、深刻な開発課題となっている。ガーナ政府は「National Plan of Action Phase II for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana 2017-2021（NPA2）」を策定し、国際社会と協力して、児童労働の撤廃に向けて取り組んでおり、その一環として、児童労働のない地域（Child Labour Free Zone、以下「CLFZ」という。）の認証にかかる制度設計を進めてきた。2020年1月には、「Establishing Child Labour Free Zones in Ghana –Protocols and Guidelines」（以下、「CLFZガイドライン」という。）を最終化し、同年3月に公表したが、このプロセスを国際機関等とともに日本のNGO、企業が支援してきた。CLFZ認証地域が増えることで児童労働撤廃が促進されることが期待されているが、ガーナ政府はCLFZガイドラインの実施において国際社会による技術的・資金的支援を必要としている。

JICAは2019年度に新規事業アイデア「児童労働撤廃を目指す共創型モデル事業の形成・実施」を通じて、日本と関わりの深いガーナのカカオ産業を入口として児童労働に関連した取組を開始した。その成果の一つとして、2020年1月に社会的・経済的・環境的に持続可能なカカオ産業の実現を目指す関係者の共創・協働の「場」として「開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」という。）が設立された。今後、プラットフォームの活動の一環として、ガーナのカカオ産業における児童労働問題の解決に向けて、企業やNGO等と協働することになっている。

本調査は、カカオ・セクターを中心に、CLFZをはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組を促進し、SDG8.7の達成に資するJICA及びプラットフォームによる協力可能分野を特定するために必要な基礎情報を収集・分析するものである。

第2条 業務の目的

本業務は、カカオ・セクターを中心に、文献調査、関係者へのヒアリング、パ

イロット活動の実施支援等を行い、CLFZをはじめとするガーナ政府の児童労働撤廃に向けた取組を促進し、SDG8.7の達成に資するJICA及びプラットフォームによる協力可能分野を特定するために必要な基礎情報を収集・分析することを目的とする。

第3条 業務の範囲

本業務は「第2条 業務の目的」を達成するため、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第5条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 実施方針及び留意事項

(1) CLFZガイドラインの実施にかかるパイロット活動

ガーナ政府は児童労働撤廃に向けた今後の全ての取組においてCLFZガイドラインを指針にするとしているが、同ガイドラインを現場に適用し、具体的な活動を実施するには外部からの技術的・資金的支援を必要としている。SDG8.7の達成期限が迫り、児童労働撤廃に向けた取組の加速が求められる中、早期にCLFZガイドラインの現場における有効性と課題を検証し、その結果を踏まえた協力可能性を検討するために、本調査においてCLFZガイドラインの実施にかかるパイロット活動を支援する。

パイロット活動の対象地域（カカオ生産地を含む3郡程度を想定）は、受注者が提案し、発注者が必要に応じてガーナ政府の意向を確認した上で決定する。各郡は40～50程度のコミュニティから構成されるが、研修や啓発活動等は全てのコミュニティを対象に実施する。一方、CLFZガイドラインが規定するCLFZ認証に向けた具体的な指標の達成状況の詳細なモニタリング及び達成に向けたフォローアップ・技術支援は、各郡で選定したカカオ生産地を含む10程度のコミュニティを対象とする。コミュニティの選定は、パイロット活動支援開始後3ヶ月以内を目安に受注者が提案し、発注者が必要に応じてガーナ政府の意向を確認した上で決定する。

(2) プラットフォームとの連携

本調査では、JICAによる協力可能分野の特定だけでなく、プラットフォームとの連携による協力可能性も検討する。調査の進捗及び結果は随時プラットフォーム会員（2020年3月末時点の会員数は団体14、個人36）に共有し、可能な範囲でプラットフォーム会員の意見を採り入れながら調査を進めることとする。

(3) 他ドナー等の取組に関する情報収集と連携可能性の検討

児童労働は、労働に関わる開発課題であるとともに、子どもの保護に関わる開発課題でもあり、国際労働機関（ILO）、国連児童基金（UNICEF）が各国で課題解決に向けた支援を行っている。また、ガーナを含む西アフリカのカカオ生産地における児童労働問題への欧米諸国の関心は高く、Child Labor Cocoa Coordinating Group（米労働省、カカオ生産国政府、米産業界等が参加）、World Cocoa Foundation、International Cocoa Initiative（国際的なチョコレート企業等が参加）等、官民が参加する国際的な連携枠組みによる取組も行われている。さらに、ドイツ、スイス、ベルギー等欧州の主要なチョコレート生産・消費国では、児童労働を含むカカオ生産地の開発課題解決に向けて関係者が協働するネットワークが国単位で設立されている。こうした関係機関の児童労働に関する支援についても情報収集・分析するとともに、JICA 及びプラットフォームとの連携可能性を検討する。

第5条 業務の内容

(1) 事前準備（国内作業）（2020年8月～9月を想定）

①文献調査、関係者ヒアリング等による情報収集

児童労働に関する既存の文献資料（ガーナ政府が策定した NPA2 及び CLFZ ガイドライン、他ドナー等が作成した報告書、ウェブ上の資料を含む）、プラットフォーム関係者（特にガーナのカカオ産業における児童労働問題に取り組んでいる2～3団体を想定）を含む本邦関係者へのヒアリングを通じて、カカオ・セクターを中心としたガーナにおける児童労働の現状と課題、関係機関による取組を把握する。必要に応じて、現地関係者等からもウェブ会議によるヒアリングを行う。

なお、本調査（現地調査を含む）の対象は、カカオ・セクター、ガーナが中心であるが、児童労働問題及び関連する取組の全体像を把握するため、他セクターを含む児童労働全般にかかる世界的な動向に関する基本情報も併せて収集・分析する。想定する調査内容は以下のとおりであるが、具体的な調査内容は受注者が提案し、発注者と協議・確認する。

- ア) 児童労働に関する基礎的な情報及び現状（世界及びガーナ）
- イ) 児童労働に関するガーナ政府の取組（国家開発計画、セクター戦略、その他関連する政策・プログラム、予算措置等）
- ウ) 児童労働に関する国際社会の支援動向（国際機関を含む主要ドナー、NGO、官民が参加するネットワーク等）
- エ) CLFZ（概要、現状、パイロット活動の実施結果、課題等）
- オ) JICA 及びプラットフォームによる協力可能性（協力内容案、関係機関

との連携可能性、留意事項等)

②インセプション・レポートの作成

上記の情報収集結果を踏まえて、必要に応じて業務計画書を更新するとともに、現地でさらに収集する必要がある資料・情報、データ等を整理し、インセプション・レポートに取りまとめる。

(2) 現地調査及びパイロット活動支援 (2020年10月～2022年1月を想定)

①インセプション・レポート協議

インセプション・レポートを基にガーナ政府関係者と協議・意見交換し、調査の全体像について共有する。ガーナ政府の主要な関係官庁は雇用・労働関係省 (Ministry of Employment and Labour Relations)。

②ヒアリング等による情報収集

現地関係者からのヒアリング、資料入手等を通じて情報収集を行う。

③CLFZガイドラインの実施にかかるパイロット活動支援

ア) 対象郡について、中央・州・郡・コミュニティの各レベルのCLFZに関する取組状況を確認し、CLFZ認証基準の達成に必要な活動を特定する。具体的な認証基準については、CLFZガイドラインの「Appendix 1: CLFZ Pre-Assessment Checklist」、「Appendix 2: Main Assessment Criteria」を参照すること。

イ) CLFZ認証に向けた具体的な指標の達成状況のモニタリング及び達成に向けたフォローアップ・技術支援を行うコミュニティを各郡10程度選定し、発注者に提案して合意する。

ウ) 対象地域のCLFZ認証に向けて、CLFZガイドラインに基づいて、中央・州・郡・コミュニティの各レベルで以下を含む活動の実施を支援する。

なお、研修や啓発活動等は対象郡の全てのコミュニティを対象に実施する。一方、CLFZガイドラインが規定するCLFZ認定に向けた具体的な指標の達成状況の詳細なモニタリング及び達成に向けたフォローアップ・技術支援は、各郡で選定した10程度のコミュニティを対象とする。

(a) コミュニティレベルの活動

- ・コミュニティレベル関係者に対する啓発・研修の実施 (3郡で各5回程度のワークショップ (1回当りの参加者50名程度) を想定)
- ・児童労働禁止にかかるコミュニティの規則・ルールの制定
- ・世帯調査

- ・ Community Child Protection Committee (CCPC) の設置、CCPC による学校及び労働現場のモニタリング、CCPC による Community Action Plan 策定
- ・ 児童労働者及びその保護者への対応、救済、支援にかかるシステム整備

(b) 郡レベルの活動

- ・ 郡レベル関係者に対する啓発・研修の実施（3郡で各4回程度のワークショップ（1回当たりの参加者50名程度）を想定）
- ・ 郡政府による児童労働禁止にかかる法令の制定
- ・ Social Service Sub-Committee (SSsC) の設置、SSsC によるコミュニティレベルの活動のモニタリング・支援
- ・ 郡政府による児童労働に関する予算を含む年間計画の策定、実施
- ・ District Liaison Inspection Team の設置

(c) 中央・州レベルの活動

- ・ 中央・州レベル関係者に対する啓発・研修の実施（3回程度のワークショップ（1回当たりの参加者50名程度）を想定）
- ・ CLFZ 認証のための評価ツールの開発
- ・ Assessment Team の設置、Assessment Team に対する研修の実施
- ・ Assessment Team によるコミュニティに対する CLFZ 認証に向けた事前評価及び本評価の実施、評価結果にかかる報告書作成

④ インテリム・レポートの作成

現地調査とパイロット活動支援の進捗をインテリム・レポートに取りまとめる。

⑤ プラットフォーム関係者との情報共有、意見交換

ア) プラットフォーム事務局への情報共有

パイロット活動において研修等主要なイベントを開催した際には、開催報告（A4用紙1枚程度。写真数枚を含む）を作成し、プラットフォーム事務局に提出する。同報告の内容は、プラットフォーム事務局を通じて、プラットフォーム会員にメールマガジン等で共有される他、プラットフォームのウェブページに掲載することを想定している。

イ) プラットフォームのイベントでの報告

プラットフォームが開催するイベントに参加し、調査の進捗及び結果を報告するとともに、意見交換を行う（半年に1回程度、本調査期間中に3回程度を想定）。

⑥現地関係者との共有ワークショップ

現地調査及びパイロット活動の結果を、ガーナ政府、州・郡、他ドナー等を含む現地関係者に共有するワークショップを実施する。参加者は 100 名程度を想定。

(3) ファイナル・レポートの作成 (2022 年 2 月を想定)

現地調査とパイロット活動支援の結果をファイナル・レポートに取りまとめる。

第 6 条 成果品等

(1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の記載項目は以下を想定しているが、最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

各報告書のガーナ政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

①業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載のとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 1 部 (簡易製本、ホチキス止め可)

②インセプション・レポート

記載事項：調査概要 (調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画、現地で収集する必要がある資料・情報、データ、JICA 事務所及びガーナ政府に対する便宜供与依頼内容等)、調査結果 (児童労働に関する基礎的な情報及び現状) 等

提出時期：2020 年 9 月下旬

部 数：和文 1 部、英文 1 部 (簡易製本、ホチキス止め可)、CD-R 1 枚

③インテリム・レポート

記載事項：調査概要 (調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画)、調査結果 (児童労働に関する基礎的な情報及び現状、児童労働に関するガーナ政府の取組、CLFZ) 等

提出時期：2021年6月上旬

部 数：和文1部、英文1部（簡易製本、ホチキス止め可）、CD-R1枚

④ファイナル・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画（実績））、調査結果（児童労働に関する基礎的な情報及び現状、児童労働に関するガーナ政府の取組、CLFZ、JICA及びプラットフォームによる協力可能性）等

提出時期：2022年2月下旬

部 数：和文1部、英文1部（製本）、CD-R1枚

（2）コンサルタント業務従事月報

JICAが指定する様式により、関連資料を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

（3）収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

（4）その他の提出物

①議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。

（5）成果品の仕様

ファイナル・レポートは製本とし、それ以外は全て簡易製本（ホチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第7条 業務工程

（1）業務工程

2020年8月下旬より業務（国内作業）を開始し、2020年9月下旬までにインセプション・レポートを作成・提出する。2020年10月上旬に現地業務を開始し、2021年6月上旬までにインテリム・レポートを作成・提出する。

その後業務を継続し、2022年2月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

※新型コロナウイルスの流行状況により、現地業務開始時期および上記の工程は変更となる可能性がある。

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

①業務量の目途

合計 約 27.25MM (現地 21.00MM、国内 6.25MM)

②業務従事者の構成 (案)

本調査には以下に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを基本とする。なお、下記の担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案する。

また、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案する。

ア) 業務主任者／児童労働政策分析／カカオ・セクター分析 (評価対象予定)

イ) CLFZ 分析

ウ) コミュニティ分析／パイロット活動支援 (コミュニティ組織化)

エ) ドナー分析／プラットフォーム連携

オ) 業務調整／パイロット活動支援 (研修) (評価対象予定)

第8条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2017年6月)」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第9条 その他留意事項

(1) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「調査業務」の約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。